

運輸要覧（自動車交通部編）

令和6年版

目 次

自動車交通部編

I	乗合・貸切・乗用関係	1
1.	旅客運送事業規模別事業者数	1
2.	輸送実績からみる乗合バス事業の概況	2
3.	乗合バス輸送人員の推移	4
4.	輸送実績からみる貸切バス事業の概況	5
5.	乗合事業者等に対する補助金の交付状況	6
(1)	令和5年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額	6
(2)	令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額	6
(3)	地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額	6
(4)	地域公共交通確保維持改善事業 (交通DX・GXによる経営改善支援事業)	6
(5)	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額	7
6.	乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性	8
7.	高速バス(都市間バス)の運行状況	9
8.	貸切バス事業の運賃料金	11
II	ターミナル関係	13
1.	一般バスターミナルの現況	13
2.	専用バスターミナルの現況	14
III	ハイヤー・タクシー関係	15
1.	ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移	15
2.	営業区域別ハイ・タク事業の概況	16
3.	営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況	22
4.	福祉輸送事業限定事業者数の推移	23
5.	ハイ・タク事業の運賃料金	24
IV	貨物関係	29
1.	トラック事業者数の推移	29
2.	トラック事業車両数の推移	30
3.	特別積合せトラック事業者の概況	31

V	貨物利用運送事業関係	32
1.	貨物利用運送事業者数の推移	32
2.	駅別、鉄道取扱貨物実績の推移	32

I 乗合・貸切・乗用関係
1. 旅客運送事業規模別事業者数

令和6年3月31日現在

事業 種別	規模 別	合計	当該事業用車両数規模別事業者数									当該事業従業員数規模別事業者数								資本金規模別事業者数											
			1人1 車制個 人タク シー	10 両 ま で	30 両 ま で	50 両 ま で	100 両 ま で	200 両 ま で	500 両 ま で	501 両 以 上	1人1 車制個 人タク シー	10 人 ま で	30 人 ま で	50 人 ま で	100 人 ま で	300 人 ま で	1,000 人 ま で	1,001 人 以 上	個 人			法 人							公営		
																			計	1人1 車制個 人タク シー	そ の 他	計	500 万円 まで	1,000 万円 まで	3,000 万円 まで	5,000 万円 まで	1億 円 ま で	1億 円 越 える			
乗 合	広島県	107	-	79	16	3	3	5	0	1	-	65	27	4	5	4	2	0	8	-	8	99		67	14	5	10	3	0		
	鳥取県	5	-	1	2	0	0	2	0	0	-	1	2	0	0	2	0	0	1	-	1	4		1	0	0	3	0	0		
	島根県	45	-	36	6	0	2	1	0	0	-	29	11	1	1	3	0	0	3	-	3	42		27	5	6	4	0	1		
	岡山県	53	-	32	11	4	3	3	0	0	-	25	13	5	6	3	1	0	0	-	0	53		33	7	5	5	3	0		
	山口県	44	-	30	6	4	2	1	1	0	-	20	8	9	5	0	2	0	2	-	2	42		24	10	3	3	1	1		
	管内計	254	-	178	41	11	10	12	1	1	-	140	61	19	17	12	5	0	14	-	14	240		152	36	19	25	7	2		
貸 切	広島県	93	-	63	23	6	1	0	0	0	-	44	35	7	5	2	0	0	3	-	3	90	24	28	17	9	10	2	0		
	鳥取県	11	-	6	4	0	1	0	0	0	-	4	4	2	1	0	0	0	0	-	0	11	3	2	3	0	3	0	0		
	島根県	36	-	29	6	1	0	0	0	0	-	18	13	3	2	0	0	0	0	-	0	36	10	8	6	6	5	1	1		
	岡山県	70	-	48	19	3	0	0	0	0	-	37	25	5	3	0	0	0	3	-	3	67	10	22	17	12	4	2	0		
	山口県	40	-	28	11	1	0	0	0	0	-	23	14	1	2	0	0	0	2	-	2	38	12	8	8	4	4	2	1		
	管内計	250	-	174	63	11	2	0	0	0	-	126	91	18	13	2	0	0	8	-	8	242	59	68	51	31	26	7	2		
乗 用	広島県	1,041	835	89	61	32	18	5	1	0	835	82	64	29	21	10	0	0	856	835	21	185	74	71	28	7	5	0			
	鳥取県	25	0	11	9	3	1	1	0	0	0	10	8	5	2	0	0	0	2	0	2	23	8	12	0	1	2	0			
	島根県	88	0	67	14	5	1	1	0	0	0	66	12	8	2	0	0	0	13	0	13	75	45	19	8	3	0	0			
	岡山県	273	148	82	26	8	4	2	3	0	148	78	28	11	5	3	0	0	159	148	11	114	50	37	14	9	3	1			
	山口県	145	47	43	30	14	11	0	0	0	47	40	31	16	11	0	0	0	51	47	4	94	44	28	17	5	0	0			
	管内計	1,572	1,030	292	140	62	35	9	4	0	1,030	276	143	69	41	13	0	0	1,081	1,030	51	491	221	167	67	25	10	1	0		

(注) 複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。

事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。

集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	元	98	2,123	16,075	94,084 (100)	93,712 (100)	25,580	271.9
	2	105	2,318	16,519	77,401 (82)	67,260 (72)	17,083	220.7
	3	102	2,235	17,175	74,942 (97)	67,737 (101)	16,930	225.9
	4	106	1,969	18,326	75,748 (81)	72,799 (78)	19,730	260.5
	5	107	1,928	18,091	73,560 (78)	77,400 (83)	21,584	293.4
鳥取県	元	5	332	5,599	19,815 (100)	6,198 (100)	3,326	167.9
	2	5	319	4,477	12,893 (65)	4,625 (75)	1,185	91.9
	3	5	296	4,489	11,872 (92)	4,524 (98)	1,222	102.9
	4	6	327	4,489	13,045 (66)	4,798 (77)	1,825	139.9
	5	5	328	3,732	13,979 (71)	5,296 (85)	2,318	165.8
島根県	元	48	467	7,178	23,259 (100)	7,823 (100)	4,308	185.2
	2	48	450	7,130	18,625 (80)	5,623 (72)	2,132	114.5
	3	47	434	7,180	19,878 (107)	5,892 (105)	2,412	121.3
	4	46	453	7,282	19,232 (83)	6,298 (81)	2,448	127.3
	5	47	461	7,487	19,888 (86)	6,727 (86)	2,906	146.1

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
岡山県	元	48	1,066	9,380	36,739 (100)	28,659 (100)	7,637	207.9
	2	50	1,023	9,308	28,136 (77)	19,957 (70)	4,290	152.5
	3	48	888	9,088	25,531 (91)	19,683 (99)	4,511	176.7
	4	47	842	9,278	26,070 (71)	21,959 (77)	5,388	206.7
	5	52	938	9,039	26,077 (71)	23,685 (83)	8,158	312.8
山口県	元	42	857	5,227	38,071 (100)	23,311 (100)	5,451	143.2
	2	43	1,000	5,007	30,924 (81)	18,035 (77)	3,801	122.9
	3	41	933	4,967	31,609 (102)	16,749 (93)	4,125	130.5
	4	43	1,095	4,137	28,771 (76)	16,750 (72)	3,558	123.7
	5	44	1,086	4,813	29,367 (77)	17,919 (77)	4,173	142.1
管内計	元	238	4,839	43,468	212,185 (100)	159,858 (100)	46,393	218.6
	2	248	5,110	42,441	167,979 (79)	115,500 (72)	28,491	169.6
	3	240	4,786	42,899	163,832 (98)	114,585 (99)	29,200	178.2
	4	245	4,686	43,512	162,866 (77)	122,604 (77)	32,949	202.3
	5	252	4,740	43,140	162,822 (77)	131,017 (82)	39,137	240.4

(注) 元

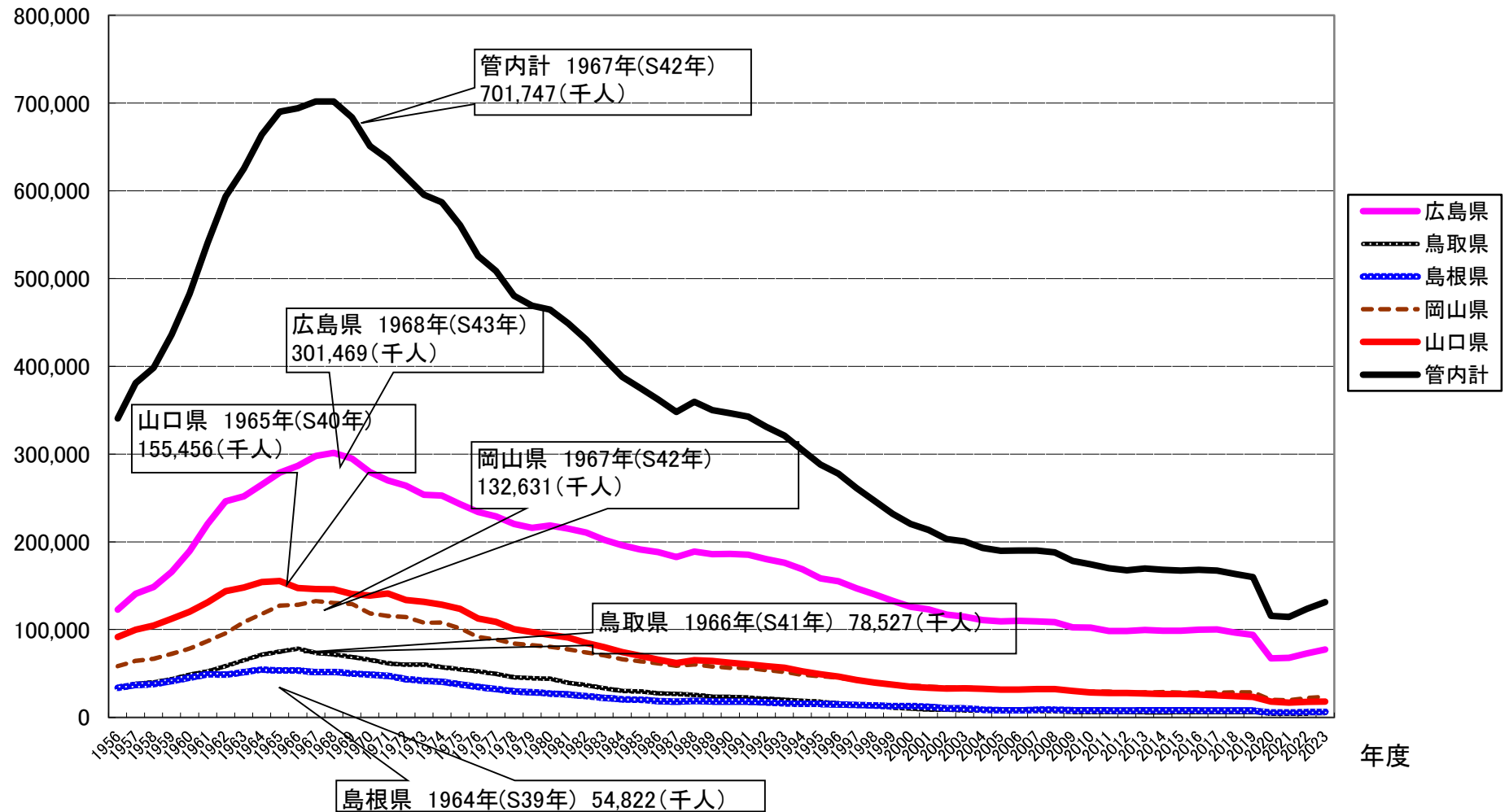
2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国JRバス(株)が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3. 集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

3. 乗合バス輸送人員の推移

輸送人員(千人)



4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業 者当 たり 保有 車両 数	総走行 キロ	輸送人 員	営業入 収	キ ロ 当 た り 収 入	県別	年度別	事業者数	車両数	一事業 者当 たり 保有 車両 数	総走行 キロ	輸送人 員	営業入 収	キ ロ 当 た り 収 入
			両	両	千キロ	千人	百万円	円				両	両	千キロ	千人	百万円	円
広島県	30	112	1,279	11.4	29,532 (100)	6,555 (100)	12,742	431.5	岡山県	30	88	862	9.8	22,231 (100)	3,657 (100)	9,205	414.1
	元	111	1,233	11.1	24,398 (83)	5,467 (83)	11,226	460.1		元	87	845	9.7	21,840 (98)	3,259 (89)	8,835	404.5
	2	103	1,175	11.4	10,099 (34)	2,798 (43)	4,988	493.9		2	79	734	9.3	7,050 (32)	1,209 (33)	2,952	418.7
	3	102	1,185	11.6	12,144 (41)	3,328 (51)	6,253	514.9		3	75	664	8.9	7,502 (34)	1,422 (39)	3,699	493.1
	4	101	1,166	11.5	20,621 (70)	4,284 (65)	9,199	446.1		4	71	698	9.8	10,854 (49)	1,728 (47)	5,245	483.2
	5	103	1,049	10.2	20,022 (68)	4,721 (72)	9,977	498.3		5	77	660	8.6	13,394 (60)	2,066 (56)	6,252	466.8
鳥取県	30	17	213	12.5	5,891 (100)	698 (100)	2,104	357.2	山口県	30	57	453	7.9	10,261 (100)	1,450 (100)	4,533	441.8
	元	16	209	13.1	5,285 (90)	642 (92)	1,897	358.9		元	56	439	7.8	9,482 (92)	1,380 (95)	4,150	437.7
	2	13	184	14.2	1,319 (22)	262 (38)	653	495.1		2	53	412	7.8	2,824 (28)	487 (34)	1,459	516.6
	3	12	180	15.0	1,596 (27)	335 (48)	737	461.8		3	46	369	8.0	3,494 (34)	622 (43)	1,738	497.4
	4	11	163	14.8	1,645 (28)	428 (61)	1,093	664.4		4	41	378	9.2	6,268 (61)	842 (58)	2,765	441.1
	5	11	162	14.7	3,455 (59)	485 (69)	1,455	421.1		5	44	370	8.4	8,147 (79)	1,133 (78)	3,700	454.2
島根県	30	42	325	7.7	7,711 (100)	1,763 (100)	3,072	398.4	管内計	30	313	3,132	10.0	75,626 (100)	14,123 (100)	31,656	418.6
	元	40	318	8.0	8,569 (111)	1,686 (96)	3,093	361.0		元	307	3,044	9.9	69,574 (92)	12,434 (88)	29,201	419.7
	2	41	301	7.3	2,909 (38)	1,064 (60)	1,400	481.3		2	286	2,806	9.8	24,201 (32)	5,820 (41)	11,452	473.2
	3	41	302	7.4	3,486 (45)	1,194 (68)	1,749	501.7		3	273	2,700	9.9	28,222 (37)	6,901 (49)	14,176	502.3
	4	37	301	8.1	4,833 (63)	1,209 (69)	2,030	420.0		4	258	2,706	10.5	44,221 (58)	8,491 (60)	20,332	459.8
	5	39	272	7.0	5,449 (71)	1,529 (87)	2,786	511.3		5	271	2,513	9.3	50,467 (73)	9,934 (80)	24,170	478.9

(注) 1.()は指数(30年度:100)

2.事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国JRバス㈱が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3.集計対象は輸送実績報告対象事業者としている

5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況

(1) 令和5年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域間幹線系統 確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	52	265,822	49	59,524	325,346
鳥取県	24	102,333	56	81,866	184,199
島根県	17	52,636	36	43,815	96,451
岡山県	19	87,347	11	13,843	101,190
山口県	35	209,364	56	86,755	296,119
合 計	147	717,502	208	285,803	1,003,305

(2) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域内フィーダー 系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	71	109,484	7	5,834	115,318
鳥取県	14	13,389	2	354	13,743
島根県	16	8,032	0	0	8,032
岡山県	43	54,555	4	4,060	58,615
山口県	55	40,877	2	3,688	44,565
合 計	199	226,337	15	13,936	240,273

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和5年度完了事業分

バリアフリー化設備等整備事業（自動車）

単位：円

事業内容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
福祉タクシー	11	11	広島市、出雲市他	32,992,566	7,200,000
合計				32,992,566	7,200,000

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（交通DX・GXによる経営改善支援事業）

※公共交通のデジタル化、システム化、グリーン化に要する経費・人材確保に要する費用

（乗合・貸切）

単位：千円

事業者数	国庫補助金額（千円）	主な事例
12	77,087	・路線バスデータ分析システム ・勤怠連携・勤怠管理システム ・乗降客カウントセンサー ・運行管理支援システム など

（人材確保・育成支援事業：乗合・貸切）

事業内容	国庫補助金額（千円）
二種免許取得経費	14,072
広報・セミナー開催	7,834
研修の経費	1,144
合計	23,050

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和5年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業（バス）

事業内容	事業者数	事業実施地域	国庫補助金（千円）	
ノンストップバス リフト付きバス エレベーター付きバス	8	広島市・岡山市・倉敷市	51,824,000	33両
多言語バスローケーションシステム	3	鳥取県・瀬戸内市	12,373,000	
交通系ICカード	2	山口県	65,301,000	
利便性向上	5	松江市・岡山市	53,476,000	
合計			182,974,000	

6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

令和5年度

県 別	従業員数 (人)	車両数 (両)	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	延実働車両 (日車)	営業収入 (百万円)	実働1日1車当たり		走行1km 当たり 営業収入 (円)	従業員1人 1ヶ月当たり 営業収入 (円)
								営業収入 (円)	実車キロ (km)		
広島県	2,521	1,503	72,690	63,719	53,629	491,655	19,944	40,566	109.08	313.01	659,271
鳥取県	399	277	5,237	13,572	11,647	69,135	2,272	32,869	168.47	167.43	474,596
島根県	680	442	5,942	16,168	14,290	76,880	2,959	38,489	185.87	183.02	362,629
岡山県	718	564	23,260	23,900	19,980	144,237	5,838	40,477	138.52	244.28	677,613
山口県	1,129	735	17,634	26,971	22,975	159,159	4,179	26,259	144.35	154.96	308,481
管内計	5,447	3,521	124,766	144,330	122,522	941,067	35,193	37,397	130.19	243.84	538,420

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。

中国ジェイアールバス㈱の実績は各県（広島県・島根県・山口県）へ振り分けている。

なお、岡山県の中国ジェイアールバス㈱の実績については車両数が30両以上でないため含めていない。

7. 高速バス(都市間バス)の運行状況

令和6年4月1日現在

(関東・中部方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島・岡山～横浜・東京線	ドリーム岡山・広島号	856.0	1.0	12:50	H29.3.31
2	広島～東京	WILLER EXPRESS	817.7	1.0	13:35	H26.7.31
3	広島・岡山～東京	O.T.B.LINER	826.0	2.0	12:34	H25.8.1
4	広島～東京	JAMJAM LINER	973.1	1.0	13:30	H25.8.1
5	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.2	1.0	9:27	H1.9.8
6	出雲・松江～東京	スサノオ	815.9	1.0	13:06	S63.12.21
7	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	473.6	1.0	8:15	H16.9.10
8	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	798.8	1.0	13:20	H25.8.1
9	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス・マスカット	715.7	1.0	10:40	H2.3.22
10	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	700.1	1.0	11:10	H22.3.15
11	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.6	1.0	10:50	H25.8.1
12	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス	348.8	1.0	7:40	H9.7.18
13	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	695.1	1.0	11:40	H25.8.1
14	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	747.0	1.0	11:21	H27.3.1
15	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,004.3	1.0	14:29	H5.4.24
16	広島・岡山～東京・千葉	かごたびライナー	821.1	1.0	13:30	R3.4.21

(近畿方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス/ハーバーライナー	315.2	1.0	4:31	H13.7.20
2	広島～大阪・京都	広島エクスプレス大阪号/広島ドリーム大阪号	331.8	3.0	5:20	H14.7.20
3	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS/STAR EXPRESS	385.9	1.0	7:05	H25.8.1
4	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS	381.7	3.0	8:15	H26.7.31
5	福山～大阪	びんごライナー	241.6	2.0	4:23	H7.12.15
6	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8:45	H28.12.22
7	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	207.6	15.0	3:45	S50.11.1
8	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	238.3	10.0	4:45	S63.10.19
9	米子～神戸・大阪	ビッグバード	273.9	13.0	4:20	S56.7.7
10	米子～神戸	ビッグバード	246.5	3.0	3:35	H7.2.28
11	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	2.0	4:40	H9.7.1
12	鳥取～姫路	プリンセスバード号	125.7	2.0	2:29	H22.3.24
13	出雲・松江～大阪	くにびき	327.2	6.0	5:42	H1.4.20
14	津和野・益田・浜田～大阪	津和野エクスプレス	498.0	1.0	9:00	H3.12.7
15	益田・江津・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	443.3	2.0	8:06	H14.12.21
16	出雲・松江～神戸	ポートレイク	309.2	2.0	4:50	H13.7.18
17	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	16.0	3:22	S50.11.1
18	岡山～大阪	吉備エクスプレス大阪号	188.3	17.0	3:40	H12.8.10
19	岡山～神戸	ハーバープリンス/ハーバーライナー	164.0	1.0	2:45	H6.9.1
20	岡山～神戸	リョービエクスプレス	164.0	2.0	2:45	H20.2.1
21	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	223.5	2.0	4:12	H13.10.27
22	萩・防府・岩国～神戸・大阪・京都	カルスト	581.2	1.0	13:50	H2.8.2
23	出雲・松江(米子)～大阪	WILLER EXPRESS	332.4	3.0	6:05	R3.12.23
24	出雲・松江～大阪・京都	グラン屋特急出雲号/グランドリーム出雲号/ドリーム出雲号	380.2	6.0	5:30	R5.2.1
25	広島～神戸・大阪	さくら高速バス	356.6	1.0	7:05	R2.10.21

注:ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(四国方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2:55	H11.5.2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1:30	H11.5.2
3	福山・尾道～松山	キラエクスプレス	140.9	2.0	2:40	H11.5.2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.8	2.0	4:46	H12.7.20
5	広島～徳島	あわひろしま号	277.4	2.0	4:25	H14.12.21
6	広島～高松	高松エクスプレス広島号	216.5	4.0	3:34	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	168.8	6.0	2:33	H4.2.8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	205.1	4.0	3:25	H6.11.17
9	岡山・倉敷～徳島	リョービエクスプレス	165.2	2.0	2:35	H15.4.25

(九州方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	福山・広島～小倉・福岡	広福ライナー/広島ドリーム博多号	286.9	6.0	4:32	H14.5.31
2	松江・出雲～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	489.0	1.0	9:15	H2.8.2
3	岡山・倉敷～小倉・福岡	ペガサス	452.0	1.0	9:12	H1.4.1
4	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	184.4	1.0	4:02	H13.10.19
5	下関～福岡	ふくふく天神号	98.9	12.0	1:57	H13.3.1
6	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	214.5	2.0	3:58	H15.3.20
7	広島～佐賀	WILLER EXPRESS	369.8	2.0	6:50	R4.4.29
8	長門～福岡	おとずれ号	170.9	1.0	3:23	R4.7.1

(中国地方)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	1.0	5:30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	4.0	3:33	H1.9.27
3	広島～松江	グランドアロー	177.2	11.0	3:13	S61.5.22
4	広島～出雲	みこと	166.0	6.0	3:14	H3.5.21
5	広島～浜田	いさりび	102.6	11.0	2:13	H3.12.8
6	広島～戸河内・美郷～益田	新広益線	122.9	1.0	2:50	H6.5.24
7	広島～六日市・日原～益田	広益線	148.7	6.0	3:18	H7.4.28
8	広島～大田	石見銀山号	121.0	2.0	3:04	H19.4.16
9	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	7.0	2:37	H14.3.16
10	広島～徳山		92.4	5.0	1:32	H11.2.16
11	広島～徳山・防府		121.3	1.0	2:25	H9.5.16
12	広島～防府・湯田		149.2	1.0	3:03	S62.10.2
13	広島～岩国		59.1	16.0	1:16	H17.12.22
14	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	5.0	4:01	H9.3.16
15	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	1.0	2:30	H16.12.18

8-1. 貸切バス事業の運賃料金

(1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

			下限額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	190 円
		中型車	160 円
		小型車	140 円
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,320 円
		中型車	5,330 円
		小型車	4,580 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	30 円
		時間制料金(1時間あたり)	2,300 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

(2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする
学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする

(3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

- (1) 時間制運賃
出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。
ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。
- (2) キロ制運賃
走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

(注) 1. 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間が含まれた場合適用する。

(注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上

中型車…大型車・小型車以外のもの

小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(注) 3. 算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(注) 4. この運賃・料金は変更命令の審査を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

(注) 5. 公示年月日 5. 8. 25

(注) 6. 適用年月日 5. 8. 25

8-2. 貸切バス事業の運賃料金

※令和6年3月1日付公示以降に届け出た事業者に適用

(1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

			下限額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	190 円
		中型車	160 円
		小型車	140 円
		コミューター車	120 円
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,320 円
		中型車	5,330 円
		小型車	4,670 円
		コミューター車	4,160 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	30 円
		時間制料金(1時間あたり)	2,300 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

(2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする
学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする

(3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

(1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。
ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。

(2) キロ制運賃

走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

(注) 1. 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間が含まれた場合適用する。

(注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車・コミューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。
大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上
中型車…大型車・小型車・コミューター車以外のもの
小型車…車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下
コミューター車…車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

(注) 3. 算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(注) 4. この運賃・料金は変更命令の審査を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

(注) 5. 公示年月日 6. 3. 1

(注) 6. 適用年月日 6. 3. 1

(注) 7. 令和6年3月1日に公示された運賃料金にかかる届出については、令和5年8月の公示運賃の見直しから短期間で公示運賃を変更することによる利用者への影響を考慮し、令和7年秋ごろに予定されている次の運賃改定までの間、事業者の裁量により、届出を行わないことも可としている。

Ⅱ ターミナル関係

1. 一般バスターミナルの現況

令和6年10月1日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金	境域面積 (建物面積)	規模	供用開始 年月日	乗入会社	使用料金	年度	1日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区基町6-27	588.9 百万円	13,474.7 平方米 (11,395.6)	ホーム 発11 着9	S34.12.25 新施設 S49.10.10	広島電鉄株式会社 他27社	円	30	1,236	1,243
								50km未満 100	元	1,380	1,388
								50km以上150km未満 180	2	1,239	1,247
								150km以上 250	3	1,216	1,223
								※消費税別途加算	4	1,201	1,209
									5	1,155	1,159
美 称 市 (山 口 県)	秋芳洞観光 センター	山口県美称市秋芳町 秋吉3506-2	-	4,606.9 (410.1)	2	S41.1.1	防長交通株式会社 中国J Rバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	30	45	43
									元	40	39
									2	41	39
									3	41	40
									4	41	40
									5	46	46

2. 専用バスターミナルの現況

令和6年10月1日現在

県 別	事 業 者 名	ターミナルの名称	位 置	境域面積	規 模
				m ²	ホーム
島根県	石 見 交 通 株 式 会 社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701-3	2,517	5
岡山県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1-50	1,450	7
	宇 野 自 動 車 株 式 会 社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3-18	3,011	5
山口県	防 長 交 通 株 式 会 社	萩バスセンター	萩市唐樋町11-2	425	3

Ⅲ ハイヤー・タクシー関係

1. ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移(個人タクシー事業を除く。)

県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)	県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)
管内合計	1	617	12,473	20.2	60,281 (100.0)	392,351 (100.0)	60,299 (100.0)	島根県	1	98	1,127	11.5	4,312 (100.0)	27,406 (100.0)	4,593 (100.0)
	2	622	12,094	19.4	38,243 (63.4)	255,210 (65.0)	39,653 (65.8)		2	99	1,024	10.3	2,674 (62.0)	17,631 (64.3)	3,024 (65.8)
	3	582	11,842	20.3	35,980 (59.7)	244,448 (62.3)	37,694 (62.5)		3	93	1,007	10.8	2,045 (47.4)	16,522 (60.3)	2,878 (62.7)
	4	622	11,392	18.3	42,074 (69.8)	285,437 (72.8)	47,080 (78.1)		4	98	970	9.9	2,789 (64.7)	18,954 (69.2)	3,403 (74.1)
	5	556	11,056	19.9	42,885 (71.1)	283,667 (72.3)	53,233 (88.3)		5	90	934	10.4	3,007 (69.7)	20,121 (73.4)	3,754 (81.7)
広島県	1	227	5,393	23.8	30,961 (100.0)	197,512 (100.0)	29,116 (100.0)	岡山県	1	148	3,032	20.5	10,708 (100.0)	77,164 (100.0)	12,733 (100.0)
	2	233	5,282	22.7	19,780 (63.9)	132,788 (67.2)	19,975 (68.6)		2	148	2,962	20.0	6,635 (62.0)	53,152 (68.9)	8,638 (67.8)
	3	219	5,140	23.5	18,131 (58.6)	126,133 (63.9)	18,267 (62.7)		3	136	2,913	21.4	6,406 (59.8)	45,032 (58.4)	7,598 (59.7)
	4	228	4,956	21.7	21,442 (69.3)	143,350 (72.6)	22,464 (77.2)		4	151	2,744	18.2	7,681 (71.7)	56,597 (73.3)	10,422 (81.9)
	5	211	4,960	23.5	21,618 (69.8)	138,039 (69.9)	26,351 (90.5)		5	134	2,578	19.2	8,025 (74.9)	58,827 (76.2)	11,607 (91.2)
鳥取県	1	29	664	22.9	3,177 (100.0)	20,368 (100.0)	3,213 (100.0)	山口県	1	115	2,257	19.6	11,123 (100.0)	69,901 (100.0)	10,644 (100.0)
	2	29	624	21.5	2,051 (64.6)	13,642 (67.0)	2,055 (64.0)		2	113	2,202	19.5	7,103 (63.9)	37,997 (54.4)	5,961 (56.0)
	3	27	578	21.4	2,045 (64.4)	11,106 (54.5)	1,710 (53.2)		3	107	2,204	20.6	7,353 (66.1)	45,655 (65.3)	7,241 (68.0)
	4	33	565	17.1	2,119 (66.7)	14,716 (72.3)	2,285 (71.1)		4	112	2,157	19.3	8,043 (72.3)	51,820 (74.1)	8,506 (79.9)
	5	25	539	21.6	2,291 (72.1)	15,845 (77.8)	2,574 (80.1)		5	100	2,045	20.5	7,944 (71.4)	50,835 (72.7)	8,947 (84.1)

(注) 1. 事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。() 内は指数 [令和元年度＝100]

2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和5年度）

【広島県】

営業 区域名	人 口 住民登録 （人）		事業 者数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キ ロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
							事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
広島交通圏	※1,153,733		71	2,719	424	38	71	2,719	947,636	503,106	53.1	85,527	37,363	43.7	10,136	13,835	16,529,304	74.3	32,855	193.3
	内 訳	ハイヤー	17	92	12,541	5	17	92	30,255	8,145	26.9	745	498	66.8	9	38	506	61.1	62	0.7
		タクシー	69	2,627	439	38	69	2,627	917,381	494,961	54.0	84,782	36,865	43.5	10,127	13,797	16,528,798	74.5	33,394	195.0
呉市A	※201,027		16	367	548	23	16	367	135,845	63,014	46.4	7,360	3,031	41.2	940	1,239	1,471,914	48.1	23,359	200.0
呉市B	※1,423		2	3	474	2	2	3	1,098	129	11.7	2	1	50.0	0	0	684	7.8	5,302	342.0
竹原市	22,936		3	34	675	11	3	34	12,444	6,116	49.1	699	308	44.1	77	111	118,479	50.4	19,372	169.5
東広島市	189,550		18	259	732	14	18	259	95,905	56,359	58.8	8,603	3,918	45.5	714	1,145	1,471,328	69.5	26,106	171.0
三原市	87,438		13	96	911	7	13	96	37,788	21,901	58.0	3,038	1,430	47.1	341	473	516,832	65.3	23,599	170.1
尾道市	※127,388		9	171	745	19	9	171	62,309	31,726	50.9	4,249	1,902	44.8	459	679	706,688	60.0	22,275	166.3
福山交通圏	※456,265		27	793	575	29	25	793	285,630	154,878	54.2	18,618	8,134	43.7	2,009	2,790	3,368,257	52.5	21,748	180.9
	内 訳	ハイヤー	2	6	76,044	3	2	6	2,197	369	16.8	30	15	50.0	0	1	7,306	40.7	19,799	243.5
		タクシー	25	787	580	31	25	787	283,433	154,509	54.5	18,588	8,119	43.7	2,009	2,789	3,360,951	52.5	21,752	180.8
府中市	35,585		4	80	445	20	4	80	29,824	16,839	56.5	1,748	809	46.3	173	245	316,398	48.0	18,790	181.0
三次市	48,565		12	82	592	7	12	82	30,868	14,689	47.6	1,709	733	42.9	175	256	298,517	49.9	20,322	174.7
庄原市	31,601		14	56	564	4	14	56	20,915	10,859	51.9	860	351	40.8	93	116	141,284	32.3	13,011	164.3
大竹市	25,551		4	60	426	15	3	60	19,590	9,923	50.7	1,108	486	43.9	155	215	199,933	49.0	20,148	180.4
	内 訳	ハイヤー	1	1	25,551	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		タクシー	3	59	433	20	3	59	19,590	9,923	50.7	1,108	486	43.9	155	215	199,933	49.0	20,148	180.4
江田島市	20,555		7	38	541	5	7	38	14,050	7,086	50.4	709	320	45.1	72	108	116,231	45.2	16,403	163.9
安芸高田市	26,362		5	37	712	7	5	37	12,626	6,908	54.7	585	228	39.0	65	64	81,145	33.0	11,747	138.7
山県郡	※17,105		10	43	398	4	10	43	15,721	8,840	56.2	1,022	395	38.6	57	89	146,657	44.7	16,590	143.5
世羅郡	14,739		5	32	461	6	5	32	11,802	5,263	44.6	531	236	44.4	29	47	83,022	44.8	15,775	156.4
神石郡	7,961		6	31	257	5	6	31	11,772	6,439	54.7	601	295	49.1	25	32	103,258	45.8	16,036	171.8
豊田郡	6,744		2	3	2,248	2	2	3	732	588	80.3	33	15	45.5	2	3	4,351	25.5	7,400	131.8
佐伯交通圏	※38,752		5	35	1,107	7	5	35	12,750	6,989	54.8	973	413	42.4	87	120	155,158	59.1	22,200	159.5
宮島	1,418		1	4	355	4	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- （注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和6年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和5年度）

【鳥取県】

営業区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
鳥取交通圏	※180,123	14	244	738	17	14	244	93,660	47,214	50.4	6,332	2,641	41.7	639	913	1,029,506	55.9	21,805	162.6
米子交通圏	※144,123	7	172	838	25	7	172	64,137	37,596	58.6	6,258	2,845	45.5	673	960	1,075,409	75.7	28,604	171.8
倉吉交通圏	※44,004	4	69	638	17	4	69	25,896	16,031	61.9	2,038	844	41.4	198	270	294,462	52.6	18,368	144.5
境 港 市	32,525	3	30	1,084	10	3	30	10,981	4,916	44.8	700	304	43.4	68	101	109,603	61.8	22,295	156.6
八 頭 郡	※15,663	2	9	1,740	5	2	9	3,294	1,721	52.2	167	63	37.7	13	15	19,946	36.6	11,590	119.4
西 伯 郡	※14,944	2	8	1,868	4	2	8	2,928	2,101	71.8	277	93	33.6	17	23	35,314	44.3	16,808	127.5
日 野 郡	※4,081	1	3	1,360	3	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【島根県】

松 江 市	194,814	21	349	558	17	21	349	132,006	62,703	47.5	7,807	3,298	42.2	785	1,221	1,528,736	52.6	24,381	195.8
浜 田 市	49,096	8	76	646	10	8	76	24,672	15,341	62.2	1,853	712	38.4	219	307	317,463	46.4	20,694	171.3
出 雲 市	172,455	12	218	791	18	12	218	84,939	41,971	49.4	4,899	2,210	45.1	411	656	921,586	52.7	21,958	188.1
益 田 市	43,327	4	73	594	18	4	73	26,960	18,573	68.9	2,021	946	46.8	227	336	372,739	50.9	20,069	184.4
大 田 市	31,925	7	41	779	6	6	40	15,006	7,994	53.3	750	305	40.7	75	108	127,320	38.2	15,927	169.8
安 来 市	35,625	5	26	1,370	5	5	26	9,880	5,044	51.1	567	280	49.4	51	83	97,069	55.5	19,244	171.2
江 津 市	21,464	6	24	894	4	5	19	7,592	2,958	39.0	402	159	39.6	49	65	69,553	53.8	23,514	173.0
雲南交通圏	※34,826	7	40	871	6	7	40	13,900	6,590	47.4	520	234	45.0	44	67	94,425	35.5	14,329	181.6
仁 多 郡	11,214	3	8	1,402	3	3	8	3,660	2,131	58.2	220	92	41.8	12	18	36,330	43.2	17,048	165.1
邑 智 郡	※9,616	6	16	601	3	6	16	5,480	2,710	49.5	239	100	41.8	12	15	40,151	36.9	14,816	168.0
鹿 足 郡	※6,466	5	16	404	3	5	16	5,850	2,418	41.3	181	73	40.3	12	20	28,269	30.2	11,691	156.2
隠 岐 郡	※13,088	13	47	278	4	13	47	17,918	8,883	49.6	657	297	45.2	65	106	120,618	33.4	13,579	183.6

- （注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和6年3月31日現在）。（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和5年度）

【岡山県】

営業区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
岡 山 市	※712,940	26	1,335	534	51	26	1,335	400,625	229,095	57.2	31,787	14,489	45.6	3,577	4,501	6,435,153	63.2	28,089	202.4
倉敷交通圏	※474,330	19	539	880	28	19	539	194,415	100,200	51.5	13,173	6,038	45.8	1,328	1,826	2,614,910	60.3	26,097	198.5
津 山 市	95,514	11	117	816	11	11	117	42,634	20,878	49.0	2,406	1,133	47.1	259	346	474,137	54.3	22,710	197.1
玉 野 市	54,626	5	60	910	12	5	60	34,930	15,624	44.7	1,896	854	45.0	193	236	365,520	54.7	23,395	192.8
笠 岡 市	44,431	5	48	926	10	5	48	15,728	6,841	43.5	942	455	48.3	111	142	183,382	66.5	26,806	194.7
井原交通圏	※37,149	5	60	619	12	5	60	23,976	14,056	58.6	1,548	628	40.6	124	183	250,783	44.7	17,842	162.0
総 社 市	69,580	4	36	1,933	9	4	36	13,412	8,022	59.8	903	391	43.3	83	109	175,715	48.7	21,904	194.6
高 梁 市	26,497	3	28	946	9	3	28	10,370	6,051	58.4	641	309	48.2	60	93	126,848	51.1	20,963	197.9
新 見 市	26,258	8	28	938	4	8	28	10,614	4,684	44.1	261	188	72.0	35	54	85,319	40.1	18,215	326.9
備 前 市	31,207	7	20	1,560	3	7	20	7,987	3,292	41.2	359	174	48.5	29	38	59,914	52.9	18,200	166.9
赤磐交通圏	※42,753	10	39	1,096	4	10	39	17,161	9,274	54.0	1,087	409	37.6	72	97	170,432	44.1	18,377	156.8
瀬 戸 内 市	36,299	7	40	907	6	7	40	14,945	7,526	50.4	792	345	43.6	57	88	135,781	45.8	18,042	171.4
美作交通圏	※25,235	7	22	1,147	3	7	22	8,729	4,740	54.3	412	175	42.5	31	41	72,359	36.9	15,266	175.6
真庭交通圏	※41,260	8	34	1,214	4	8	34	13,176	5,954	45.2	579	236	40.8	30	45	96,495	39.6	16,207	166.7
和 気 郡	12,995	3	14	928	5	3	14	5,678	2,640	46.5	230	104	45.2	19	28	45,220	39.4	17,129	196.6
浅口交通圏	※32,848	7	53	620	8	7	53	19,008	7,482	39.4	811	345	42.5	83	113	138,724	46.1	18,541	171.1
加賀郡及び岡山市建部町	※10,259	6	22	466	4	6	22	7,656	3,750	49.0	380	167	43.9	16	21	63,062	44.5	16,817	166.0
苫 田 郡	12,184	2	9	1,354	5	2	9	2,988	1,639	54.9	166	60	36.1	13	17	27,477	36.6	16,764	165.5
勝 田 郡	※10,805	2	3	3,602	2	2	3	1,028	586	57.0	51	20	39.2	4	5	9,694	34.1	16,543	190.1
久 米 郡	※12,728	5	26	490	5	5	26	9,879	3,853	39.0	393	188	47.8	25	32	76,663	48.8	19,897	195.1

- （注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和6年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

２．営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和5年度）

【山口県】

営業区域名	人 口 住民登録 (人)	事 業 者 数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
下 関 市	242,086	15	418	579	28	15	418	154,118	84,712	55.0	11,400	4,604	40.4	1,331	1,857	1,949,948	54.3	23,019	171.0
宇 部 市	157,508	10	298	529	30	10	298	111,996	47,164	42.1	5,882	2,791	47.4	732	1,042	1,183,686	59.2	25,097	201.2
山 口 市	※189,395	14	253	749	18	14	253	91,678	48,264	52.6	6,512	2,773	42.6	595	849	1,103,707	57.5	22,868	169.5
萩 交 通 圏	※42,188	7	57	740	8	7	57	21,178	11,267	53.2	1,224	513	41.9	170	232	230,791	45.5	20,484	188.6
周 南 市	135,315	12	271	499	23	12	271	101,005	58,926	58.3	6,408	2,705	42.2	700	977	1,128,515	45.9	19,151	176.1
防 府 市	113,611	8	122	931	15	8	122	47,952	25,709	53.6	3,467	1,540	44.4	441	603	624,531	59.9	24,292	180.1
下 松 市	56,660	3	59	960	20	3	59	22,384	12,697	56.7	1,811	799	44.1	203	317	318,812	62.9	25,109	176.0
岩国交通圏	※124,635	15	238	524	16	15	238	88,435	48,761	55.1	6,638	2,759	41.6	711	1,010	1,208,389	56.6	24,782	182.0
山陽小野田市	59,125	5	95	622	19	5	95	35,888	16,916	47.1	2,201	883	40.1	240	315	347,419	52.2	20,538	157.8
光 市	48,594	4	48	1,012	12	4	48	17,827	11,121	62.4	1,234	521	42.2	133	174	207,063	46.8	18,619	167.8
長 門 市	30,725	5	59	521	12	5	59	21,251	10,502	49.4	1,130	461	40.8	103	134	175,462	43.9	16,707	155.3
柳井交通圏	※29,491	4	77	383	19	4	77	28,762	16,535	57.5	2,041	921	45.1	240	330	342,219	55.7	20,697	167.7
美 祢 市	21,272	4	38	560	10	4	38	12,541	4,947	39.4	569	212	37.3	53	71	87,106	42.9	17,608	153.1
大 島 郡	13,672	4	12	1,139	3	4	12	4,388	2,604	59.3	311	120	38.6	20	26	39,805	46.1	15,286	128.0

- （注） 1．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4．人口は自治体公表の数値（令和6年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

営 業 区 域 一 覧 表

広島県

平成24年8月29日改正

営 業 区 域 名	市 町 村 名
広 島 交 通 圏	広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉 市	A 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉 市	B 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹 原 市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東 広 島 市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三 原 市	三原市
尾 道 市	尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福 山 交 通 圏	福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府 中 市	府中市
三 次 市	三次市
庄 原 市	庄原市
大 竹 市	大竹市
江 田 島 市	江田島市
安 芸 高 田 市	安芸高田市
山 県 郡	安芸太田町、北広島町
世 羅 郡	世羅町
神 石 郡	神石高原町
豊 田 郡	大崎上島町
佐 伯 交 通 圏	廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮 島	廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
鳥 取 交 通 圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米 子 交 通 圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉 吉 交 通 圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境 港 市	境港市
八 頭 郡	八頭町、若桜町、智頭町
西 伯 郡	南部町、伯耆町、大山町
日 野 郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営 業 区 域 名	市町村名
松 江 市	松江市
浜 田 市	浜田市
出 雲 市	出雲市
益 田 市	益田市
大 田 市	大田市
安 来 市	安来市
江 津 市	江津市
雲 南 交 通 圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁 多 郡	奥出雲町
邑 智 郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿 足 郡	津和野町、吉賀町
隠 岐 郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
岡 山 市	岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く)
倉 敷 交 通 圏	倉敷市、都窪郡早島町
津 山 市	津山市
玉 野 市	玉野市
笠 岡 市	笠岡市
井 原 交 通 圏	井原市、小田郡矢掛町
総 社 市	総社市
高 梁 市	高梁市
新 見 市	新見市
備 前 市	備前市
赤 磐 交 通 圏	赤磐市、岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る)
瀬 戸 内 市	瀬戸内市
美 作 交 通 圏	美作市、英田郡西栗倉村
真 庭 交 通 圏	真庭市、真庭郡新庄村
和 気 郡	和気町
浅 口 交 通 圏	浅口市、浅口郡里庄町
加 賀 郡 及 び 岡 山 市 建 部 町	加賀郡吉備中央町、岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧御津郡建部町に限る)
苫 田 郡	鏡野町
勝 田 郡	勝央町、奈義町
久 米 郡	美咲町、久米南町

山口県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
下 関 市	下関市
宇 部 市	宇部市
山 口 市	山口市(平成２２年１月１６日編入の旧阿武郡阿東町を除く)
萩 交 通 圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市(平成２２年１月１６日編入の旧阿武郡阿東町に限る)
周 南 市	周南市
防 府 市	防府市
下 松 市	下松市
岩 国 交 通 圏	岩国市、玖珂郡和木町
山 陽 小 野 田 市	山陽小野田市
光 市	光市
長 門 市	長門市
柳 井 交 通 圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美 祿 市	美祿市
大 島 郡	周防大島町

3. 営業区域別個人タクシー事業の概況

令和5年度

営業区域別	事業者数 (人)	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当たり		走行1キロ 当たり収入 (円)
											実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	722	263,530	159,394	60.5	16,198	5,369	33.1	1,324	1,869	2,234,131	33.7	14,016	137.9
呉市A	58	21,170	13,649	64.5	1,097	352	32.1	99	131	153,295	25.8	11,231	139.7
福山交通圏	55	20,075	12,719	63.4	899	319	35.5	68	95	127,345	25.1	10,012	141.7
岡山市	119	43,435	23,691	54.5	2,345	819	34.9	162	229	355,643	34.6	15,012	151.7
倉敷交通圏	29	10,585	6,385	60.3	548	218	39.8	49	67	95,845	34.1	15,011	174.9
岩国交通圏	5	1,825	762	41.8	71	22	31.0	6	10	10,033	28.9	13,167	141.3
周南市	8	2,920	2,306	79.0	204	79	38.7	15	22	29,538	34.3	12,809	144.8
宇部市	3	1,095	401	36.6	40	16	40.2	2	3	6,747	39.9	16,825	169.3
下関市	31	11,315	8,712	77.0	842	294	34.9	66	93	118,260	33.7	13,574	140.5

(注) 営業区域は、次のとおりである。

広島交通圏・・・広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。

呉市A・・・呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く。）の区域。

福山交通圏・・・福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）。

岡山市・・・岡山市（平成19年1月22日合併の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く）

倉敷交通圏・・・倉敷市及び都窪郡早島町の区域。

岩国交通圏・・・岩国市及び玖珂郡和木町の区域。

周南市、宇部市、下関市・・・既合併後の新市の区域。

4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)
管内計	1	667	906	鳥取県	1	22	25	岡山県	1	167	240
	2	691	953		2	23	34		2	170	244
	3	693	982		3	25	36		3	172	254
	4	721	998		4	26	37		4	182	260
	5	733	1,061		5	29	41		5	177	262
広島県	1	350	449	島根県	1	62	88	山口県	1	66	104
	2	357	470		2	71	94		2	70	111
	3	355	475		3	72	92		3	69	119
	4	365	485		4	76	95		4	72	121
	5	360	491		5	77	116		5	90	151

(注) 1. 福祉輸送事業限定・・・・・・ケア輸送の対象となる旅客（介護保険法にかかる「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかる「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）を①車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セダン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

5. タクシー事業の運賃料金

(1) 公定幅運賃・自動認可運賃

令和6年12月現在

種類			広島市域地区			広島地区			岡山地区			山口地区		
距離制 運賃	距離制		初乗 加算 (1. 5kmまで)			初乗 加算 (1. 5kmまで)			初乗 加算 (1. 25kmまで)			初乗 加算 (1. 5kmまで)		
			910円 200m			910円 218m			860円 233m			940円 163m		
		特定大型車	〃 〃 90円			〃 〃 100円			〃 〃 120円			〃 〃 90円		
			850円 214m			850円 233m			800円 250m			880円 174m		
	距離制	大型車	830円 224m			820円 221m			770円 257m			840円 205m		
			〃 〃 90円			〃 〃 100円			〃 〃 120円			〃 〃 90円		
			780円 238m			770円 235m			720円 275m			790円 218m		
	距離制	普通車	750円 264m			750円 289m			700円 283m			760円 245m		
			〃 〃 80円			〃 〃 90円			〃 〃 100円			〃 〃 80円		
			700円 283m			700円 310m			650円 305m			710円 262m		
時間制 運賃	時間制		時速10km以下の走行時間について											
			1 分 15 秒			1 分 20 秒			1 分 25 秒			1 分 0 秒		
		特定大型車	〃 90円			〃 100円			〃 120円			〃 90円		
			1 分 20 秒			1 分 25 秒			1 分 30 秒			1 分 5 秒		
	時間制	大型車	1 分 25 秒			1 分 20 秒			1 分 35 秒			1 分 15 秒		
			〃 90円			〃 100円			〃 120円			〃 90円		
			1 分 30 秒			1 分 25 秒			1 分 40 秒			1 分 20 秒		
	時間制	普通車	1 分 35 秒			1 分 45 秒			1 分 45 秒			1 分 30 秒		
			〃 80円			〃 90円			〃 100円			〃 80円		
			1 分 45 秒			1 分 55 秒			1 分 50 秒			1 分 35 秒		
待料 金	待料金		30分までごとに											
			4,450 円			4,600 円			5,200 円			4,850 円		
		特定大型車	〃			〃			〃			〃		
			4,160 円			4,300 円			4,840 円			4,550 円		
	待料金	大型車	4,050 円			4,100 円			4,550 円			4,400 円		
			〃			〃			〃			〃		
			3,810 円			3,850 円			4,260 円			4,140 円		
	待料金	普通車	3,300 円			3,200 円			3,550 円			3,100 円		
			〃			〃			〃			〃		
			3,080 円			2,990 円			3,300 円			2,900 円		

令和6年12月現在

種類			島根地区 (旧島根県本土地区)		島根地区 (旧島根県隠岐地区)		
距離制 運賃	距離制		初乗 (1.5kmまで)	加算	初乗 (1.5kmまで)	加算	
		特定大型車	920円 ＼	188m ＼ 100円	890円 ＼	239m ＼ 120円	
		大型車	860円 ＼	201m ＼ 100円	830円 ＼	256m ＼ 120円	
			870円 ＼	198m ＼ 100円	820円 ＼	248m ＼ 120円	
		820円 ＼	210m ＼	760円 ＼	268m ＼ 100円		
	普通車	810円 ＼	261m ＼ 90円	780円 ＼	260m ＼ 100円		
		760円 ＼	278m ＼	730円 ＼	278m ＼		
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について				
		特定大型車	1分10秒 ＼ 100円				
		大型車	1分15秒 ＼ 100円				
普通車	1分20秒 1分35秒 ＼ 90円 1分45秒						
時間制 運賃		30分までごとに					
	特定大型車	5,500円 ＼	4,900円 ＼				
		5,150円 ＼	4,570円 ＼				
	大型車	5,100円 ＼	4,500円 ＼				
		4,810円 ＼	4,180円 ＼				
普通車	3,950円 ＼ 3,710円	3,700円 ＼ 3,470円					
待料金	特定大型車	1分10秒 ＼ 100円	1分30秒 ＼ 120円				
		1分15秒 ＼ 100円	1分35秒 ＼ 120円				
	大型車	1分15秒 ＼ 100円	1分30秒 ＼ 120円				
		1分20秒 ＼ 90円	1分40秒 ＼ 100円				
	普通車	1分35秒 ＼ 100円	1分35秒 ＼ 100円				
		1分45秒	1分45秒				

種類			鳥取地区		
距離制 運賃	距離制		初乗 加算 (1.5kmまで)		
		特定大型車	840円 ゝ 780円	179m ゝ 193m	100円
		大型車	790円 ゝ 730円	224m ゝ 242m	100円
		普通車	740円 ゝ 690円	279m ゝ 299m	90円
			時速10km以下の走行時間について		
	時間距離併用制	特定大型車	1 分 5 秒 ゝ 1 分 10 秒	100円	
		大型車	1 分 25 秒 ゝ 1 分 30 秒	100円	
		中型車	1 分 40 秒 ゝ 1 分 50 秒	90円	
			3 0 分 ま で ご と に		
	時間制 運賃	特定大型車	4,950 円 ゝ 4,600 円		
大型車		4,550 円 ゝ 4,210 円			
普通車		3,300 円 ゝ 3,080 円			
待料 金	特定大型車	1 分 5 秒 ゝ 1 分 10 秒			
	大型車	1 分 25 秒 ゝ 1 分 30 秒			
	普通車	1 分 40 秒 ゝ 1 分 50 秒			

種類		広島市城地区	広島地区	岡山地区	山口地区	島根地区 (旧島根県本土地区)	島根地区 (旧島根県隠岐地区)	種類	鳥取地区		
迎車 回送料金		回 送 距 離			回送距離が2km以上の場合			迎車 回送料金		回送距離が2km以上の場合	
	特 定 大 型 車	初乗距離を限度として実車扱いとする。 ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。 ※上記以外に1車両1回毎に定額料金を収受する事業者、500mを限度として実車扱いとする事業者がいる。			340円	330円	330円		特定大型車	330円	
	大 型 車				340円	330円	330円		大型車	330円	
	普 通 車				250円	220円	230円		普通車	230円	
割増	深 夜 早 朝	22時から翌朝5時まで2割増							割増	深 夜 早 朝	左に同じ
	寝 台 車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに2割増								寝 台 車	左に同じ
割引	身体障害者割引	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引							割引	身体障害者割引	別紙のとおり
	知的障害者割引									都道府県知事(政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引	
車種区分	特 定 大 型 車	別紙のとおり							車種区分	特 定 大 型 車	別紙のとおり
	大 型 車									大 型 車	
	普 通 車									普 通 車	
適用地域		広島市(旧佐伯郡湯来町を除く)、廿日市市(旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く)及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島市城地区を除いた区域	岡山県全城	山口県全城	島根県のうち隠岐郡を除く全城	島根県隠岐郡	適用地域		鳥取県全城	
実施年月日		令和5年6月26日	令和5年6月26日	令和5年6月26日	令和5年8月1日	令和6年3月29日	令和6年9月12日	実施年月日		令和5年12月25日	

- (注)
1. 運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。
 2. 平成14年2月1日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。
 3. 平成28年10月1日より、広島市城地区(広島交通圏)、広島地区のうち呉市A・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山地区のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市・鳥取地区のうち鳥取交通圏・米子交通圏、山口地区のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、島根地区(旧島根県本土地区)のうち松江市・出雲市については、公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出ることとされている。
 4. 距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃1回分、又は2回分短縮している事業者がいる。
 5. 時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。
 6. 迎車回送料金等を適用していない事業者がいる。
 7. 自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

別紙

適用地域：島根地区（旧島根県本土地区）、島根地区（旧島根県隠岐地区）、岡山地区、山口地区
運賃適用上の車種区分（令和6年12月現在）

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので 乗車定員6人以下のもの。
普 通 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

適用地域：広島市域地区、広島地区、鳥取地区

運賃適用上の車種区分（令和6年12月現在）

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員9人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。
中 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員8人以下のもの及び小型自動車で乗車定員8人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員8人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8人以下のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

Ⅳ 貨物関係

1. トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	元	2	3	4	5
広島県	1,690	1,690	1,711	1,705	1,696
一般	1,526	1,528	1,543	1,540	1,532
特別積合せ（路線）	(17)	(17)	(17)	(18)	(19)
特 定	34	34	34	32	32
霊 柩	130	128	134	133	132
鳥取県	337	335	337	334	334
一般	310	310	312	310	310
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特 定	2	2	2	2	2
霊 柩	25	23	23	22	22
島根県	412	419	416	415	410
一般	370	376	373	371	366
特別積合せ（路線）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特 定	3	3	3	3	3
霊 柩	39	40	40	41	41
岡山県	1,257	1,259	1,261	1,265	1,252
一般	1,158	1,162	1,167	1,174	1,162
特別積合せ（路線）	(4)	(4)	(3)	(3)	(4)
特 定	36	35	32	29	29
霊 柩	63	62	62	62	61
山口県	686	684	680	669	658
一般	624	623	619	608	597
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特 定	6	4	3	3	2
霊 柩	56	57	58	58	59
管内計	4,382	4,387	4,405	4,388	4,350
一般	3,988	3,999	4,014	4,003	3,967
特別積合せ（路線）	(26)	(26)	(25)	(26)	(28)
特 定	81	78	74	69	68
霊 柩	313	310	317	316	315

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

2. トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	元	2	3	4	5
広島県	32,784	32,837	33,290	34,136	33,209
一般	32,311	32,360	32,837	33,693	32,763
特別積合せ（路線）	(360)	(354)	(251)	(242)	(248)
特定	96	95	90	78	78
霊 柩	377	382	363	365	368
鳥取県	5,804	5,830	5,889	5,719	5,846
一般	5,706	5,739	5,802	5,637	5,760
特別積合せ（路線）	(130)	(136)	(119)	(120)	(119)
特定	11	14	11	10	8
霊 柩	87	77	76	72	78
島根県	6,068	6,160	6,202	6,203	6,111
一般	5,917	6,030	6,072	6,065	5,971
特別積合せ（路線）	(126)	(105)	(104)	(95)	(96)
特定	27	20	19	19	20
霊 柩	124	110	111	119	120
岡山県	27,775	28,321	29,002	28,061	28,602
一般	27,339	27,892	28,593	27,662	28,207
特別積合せ（路線）	(414)	(408)	(354)	(355)	(351)
特定	138	135	128	112	110
霊 柩	298	294	281	287	285
山口県	15,475	15,738	15,615	15,663	15,400
一般	15,206	15,460	15,360	15,413	15,146
特別積合せ（路線）	(184)	(184)	(151)	(153)	(147)
特定	41	35	23	21	20
霊 柩	228	243	232	229	234
管内計	87,906	88,886	89,998	89,782	89,168
一般	86,479	87,481	88,664	88,470	87,847
特別積合せ（路線）	(1,214)	(1,187)	(979)	(965)	(961)
特定	313	299	271	240	236
霊 柩	1,114	1,106	1,063	1,072	1,085

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

3. 特別積合せトラック事業者の概況

(管内事業者)

県 別	事 業 者 名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福 山 通 運 (株)	小丸成洋	福山市東深津町四丁目 2 0 - 1
	佐 藤 重 輸 (株)	佐藤寛文	福山市南松永町二丁目 7 - 8
	(株) 丸 二 運 送	小野功嗣	呉市築地町 4 - 7
	芸 備 運 輸 (株)	坂井成臣	広島市西区草津港三丁目 2 - 1
	中 国 新 潟 運 輸 (株)	甲斐雅彦	広島市西区草津港二丁目 6 - 1 0
	N X 備 通 (株)	鷲尾忠彦	福山市西町二丁目 1 6 - 1 8
	(株) 吉 富 運 輸	上田勇次	東広島市西条吉行東二丁目 1 - 3 5
	(株) C L O	平岩由紀雄	広島市西区草津港二丁目 6 - 6 0
	サ ク マ 運 輸 (株)	佐久間 栄	廿日市市宮内六本松 9 1 7 - 1 3
	双 葉 運 輸 (株)	為廣尚武	広島市西区山田町 5 3 9
	広 島 急 送 (株)	實光広宣	広島市安佐北区口田町 8 7 3 - 8
	山 陽 ト ラ ッ ク (株)	松島範明	三原市明神五丁目 2 - 1
	シ モ ハ ナ 物 流 (株)	下花 実	安芸郡坂町横浜中央一丁目 6 - 3 0
	(株) ロ ジ コ ム ・ ア イ	小林 雄	広島市東区矢賀新町五丁目 7 - 4
	(株) 藤 伸	藤川晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目 2 - 1
	ト ナ ミ 運 輸 中 国 (株)	山本 聡	広島市中区南吉島二丁目 3 - 2 8
	(株) ム ロ オ	山下俊一郎	呉市中央一丁目 6 - 9
	実 勝 運 輸 (有)	小川 晋悟	広島市安佐南区西二丁目 4 番 1 号
	食協ロジスティクス(株)	武信 和也	広島市南区松川町 5 - 9
鳥取県	日 ノ 丸 西 濃 運 輸 (株)	仲島宏政	鳥取市湖山町東三丁目 4 0
	鳥 取 貨 物 運 送 (株)	寺西 信幸	鳥取市千代水二丁目 9 8
島根県	山 陰 福 山 通 運 (株)	八田弘明	松江市東津田町 1 2 4 7
岡山県	岡 山 県 貨 物 運 送 (株)	遠藤俊夫	岡山市北区清心町 4 - 3 1
	岡 山 福 山 通 運 (株)	八田弘明	高梁市落合町近似 8 9 - 1
	(株) ソ ー デ ン 社	山元 隆	岡山市南区箕島 3 7 7 - 4
	(有) 梶 運 送	梶房 修	倉敷市片島町 7 1 - 1
山口県	中 国 名 鉄 運 輸 (株)	榎本 幸三	山口市小郡上郷 5 1 7 2
	マルケー萩貨物自動車(株)	黒瀬秀俊	萩市土原 3 8 3 - 5

V 貨物利用運送事業関係

1. 貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	運送機関	年度				
		元	2	3	4	5
第一種利用運送事業	鉄道	6	6	6	6	6
	自動車	3,570	3,622	3,674	3,700	3,725
	内航	159	158	158	159	160
	外航	6	6	6	6	6
	合計	3,741	3,792	3,844	3,871	3,897
第二種利用運送事業	鉄道	62	61	61	61	61
	航空	6	6	6	6	6
	内航	16	18	18	19	19
	外航	8	8	8	8	8
	合計	92	93	93	94	94
総合計		3,833	3,885	3,937	3,965	3,991

(注) 第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。
また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

(取扱トン数)

県	駅	年度				
		元	2	3	4	5
広島県	広島貨物ターミナル	576,788 (22 者)	580,034 (23 者)	578,177 (23 者)	597,538 (23 者)	607,850 (22 者)
	大竹	205,051 (7 者)	191,333 (7 者)	182,794 (6 者)	170,450 (7 者)	137,287 (8 者)
	東福山	256,440 (11 者)	226,679 (12 者)	298,268 (11 者)	223,698 (11 者)	227,191 (13 者)
	糸崎新営業所 ※1	23,838 (3 者)	0 (0 者)	0 (0 者)	15,545 (1 者)	31,200 (1 者)
	合計	1,062,117 (43 者)	998,046 (42 者)	1,059,239 (40 者)	1,007,231 (42 者)	1,003,528 (44 者)
鳥取県	伯耆大山	281,299 (6 者)	238,358 (6 者)	259,832 (7 者)	259,286 (2 者)	258,684 (4 者)
	米子					
	湖山オフレールステーション	12,495 (4 者)	11,341 (4 者)	11,123 (4 者)	10,715 (3 者)	9,962 (3 者)
	合計	293,794 (10 者)	249,699 (10 者)	270,955 (11 者)	270,001 (5 者)	268,646 (7 者)
島根県	東松江新営業所 ※2	38,754 (5 者)	34,537 (4 者)	39,473 (4 者)	34,823 (3 者)	39,633 (4 者)
	合計	38,754 (5 者)	34,537 (4 者)	39,473 (4 者)	34,823 (3 者)	39,633 (4 者)
岡山県	岡山貨物ターミナル ※3	647,729 (19 者)	541,094 (22 者)	783,375 (22 者)	606,405 (20 者)	649,939 (20 者)
	東水島	274,291 (11 者)	440,393 (13 者)	419,177 (11 者)	302,545 (13 者)	285,584 (7 者)
	倉敷貨物ターミナル	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)
	合計	922,020 (30 者)	981,487 (35 者)	1,202,552 (33 者)	908,950 (33 者)	935,523 (27 者)
山口県	新南陽	187,461 (15 者)	173,965 (19 者)	217,419 (18 者)	200,818 (17 者)	191,467 (19 者)
	下関	107,932 (8 者)	100,739 (7 者)	98,879 (9 者)	99,728 (8 者)	98,624 (7 者)
	岩国	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)	0 (0 者)
	防府貨物新営業所 ※4	95,925 (4 者)	47,605 (5 者)	52,855 (5 者)	49,218 (6 者)	49,770 (6 者)
	宇部	123,567 (9 者)	122,830 (11 者)	114,758 (8 者)	121,634 (9 者)	98,943 (6 者)
	美祿					
	合計	514,885 (36 者)	445,139 (42 者)	483,911 (40 者)	471,398 (40 者)	438,804 (38 者)
総合計		2,831,571 (124 者)	2,708,908 (133 者)	3,056,130 (128 者)	2,692,403 (123 者)	2,686,134 (120 者)

※1 糸崎オフレールステーションから改称 ※2 東松江オフレールステーションから改称 ※3 西岡山駅から改称
※4 防府貨物オフレールステーションから改称

(注) 報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、
() 書きは、そのうち実績のあった事業者数である。